

災害時の要支援者の避難行動について

○避難行動要支援者名簿

東日本大震災では高齢者や災害時に支援等の配慮を要する方（要配慮者）が多く犠牲になりました。この教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする方を対象とした名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が義務付けられました。

また、避難支援を円滑かつ迅速に行うため、本人の同意を得て、避難支援等関係者（消防機関、警察、自治会、民生児童委員）に名簿情報を平常時から提供することが定められています。

そのため可児市では、災害時に、安否確認や避難支援の取り組みとして、下記の対象となる方についての情報を掲載した名簿「避難行動要支援者名簿」（全体名簿）を作成するとともに、全体名簿に登載された方で、ご本人の名簿情報を平常時から地域の支援者に事前に提供することへの同意をいただいた方の情報を掲載した同意者名簿を作成し、避難支援等関係者へ提供しています。

【登載対象者の要件】

- 1.要介護認定<要支援1から2、要介護1から5>を受けている方
- 2.身体障害者手帳<1・2級>を所持している方
- 3.療育手帳<A・A1・A2>を所持している方(※)
- 4.精神障害者保険福祉手帳<1・2級>を所持している方
- 5.妊産婦(妊娠から出産後1年以内までの方)
- 6.難病の患者に対する医療等に関する法律の第7条第1項に規定する指定難病の患者の方
- 7.上記1から6以外で市長が特に支援を必要と認める方

※療育手帳のAは、現在新たに認定はされていませんが、既に所持している人は対象となります。

○避難行動要支援者制度

災害時の避難の際に手助けが必要と思われる方の情報を、本人の同意を得た上で、日頃から高齢の方や障がいのある方の見守り活動をされている地域の方々（避難支援等関係者）に対して名簿提供することで、安否確認などの避難の支援に役立てるための制度です。

○個別避難計画

避難行動要支援者名簿の作成にあわせ、ひとり一人の避難場所や避難方法、支援者等の情報等を記載する個別避難計画の作成を推進しております。可児市では避難行動要支援者名簿への掲載について同意を求める際に個別避難計画の提出を求めています。

参考

ひなんこうどうようしえんしゃ しえん
◇避難行動要支援者への支援イメージ

